

地域産業リーダー養成教育プログラム実施事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、国立大学法人山梨大学（以下「山梨大学」という。）が実施する地域産業リーダー養成教育プログラムとして実施する特別演習、特別講義、特別インターンシップ、特別実習及び卒業研究地域報告会に要する経費に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、山梨大学が実施する地域産業リーダー養成教育プログラムとして実施する特別演習、特別講義、特別インターンシップ、特別実習及び卒業研究地域報告会に係わる事業の実施に要する経費であって、補助金の額は、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち、毎年度予算の範囲内で知事が定める。

(補助金の申請)

第3条 山梨大学は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第4条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査のうえ交付の決定を行い、決定の内容を補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金交付の要件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号によるものとする。

(1) 事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、変更（中止又は廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けるものとする。ただし、第2項に規定する軽微な変更についてはこの限りではない。

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、前号と同様に知事の承認を受けるものとする。

(3) 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、又はこの事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に別に定める様式に従い報告し、その指示を受けるものとする。

2 前項第1号ただし書に規定する軽微な変更とは、次の各号によるものとする。

(1) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの。

(2) 軽微な経費の配分の変更とは、別表「補助対象経費」の経費区分の各経費間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更。

(遂行状況報告書の提出)

第6条 知事は規則第9条の規定により、山梨大学に対し、必要に応じて補助事業等の遂行状況を、遂行状況報告書（第4号様式）により報告させることができる。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、事業完了後確定のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは概算払いをすることができる。

2 山梨大学は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（第5号様式）を知事に提出するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 山梨大学は、規則第12条の規定により補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（第6号様式）を知事に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、山梨大学に対して、その返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

補 助 対 象 経 費

事業区分	経費区分	経費の内容
特別演習 ／特別講義	報酬	非常勤講師手当
	報償費	県内外講師謝金
	旅費	県内外調査旅費
	消耗品費	材料費等
	印刷製本費	調査報告書等の印刷費
	通信・運搬費	使用機材の運搬費、郵送費
	備品購入費	備品・図書等購入費
特別インターンシップ ／特別実習	消耗品費	材料費等
	旅費	県内外インターンシップ／実習参加旅費 自主企画研修旅費
	使用料及び賃借料	バス借上げ等
卒業研究 地域報告会	報償費	県内外講師謝金
	旅費	県内外講師旅費
	消耗品費	材料費等
	印刷製本費	成果報告書の印刷費
	通信・運搬費	成果報告書の郵送費